

津野町児童公園遊具更新工事仕様書

1. 工事目的

利用者のニーズに合わせた遊具等を整備することにより、地域住民の健康促進やコミュニティの場所としても提供する。

2. 工事内容等

- (1) 実施設計
- (2) 既存遊具等撤去工事（基礎撤去、運搬処分を含む）
- (3) 遊具設置に伴う整地工事（安全領域確保のための土地造成・整地等）
- (4) 遊具設置工事（製品本体、現場搬入、組立据付、基礎工事、製品本体の工場製作（工場検査等）を含む。）
- (5) 安全施設設置工事（遊び場セーフティーサイン、安全マット（接着型）、安全柵等）
- (6) ステージ撤去工事（基礎撤去、運搬処分を含む）
- (7) ステージ設置工事
※夏まつり等のイベント時は駐車場側に向けたステージとして利用し、通常時には日よけ・雨よけとして利用
- (8) 噴水の撤去
- (9) 遊具資材搬入等に伴う仮設道整備工事（必要に応じて。）
- (10) 使用上の注意看板等設置工事

3. 要求要件

【目的物に関する事項】

- (1) 工事名及び工事場所
「津野町児童公園遊具更新工事」 津野町芳生野甲 2 0 0 ー 4
- (2) 予算規模
7 5, 0 0 0 千円（消費税及び地方消費税額を含む。）
※「2. 工事内容等」の全てを含む。
- (3) 撤去対象
 - ①遊具
 - ②ステージ
 - ③噴水
- (4) 更新遊具
 - ①使用対象
3 歳から 1 2 歳まで（幼児：3 歳から 6 歳まで、児童：6 歳から 1 2 歳まで）
 - ②配慮事項
 - ・遊具の対象年齢は 3 歳から 1 2 歳までとするが、事故回避のため幼児対象エリアと児童対象エリアを区別すること。
 - ・遊具の材質・塗装は、耐久性が優れたものとする。
 - ・遊具の維持管理（交換・修理）がしやすい材質・構造とすること。特に地際部は劣

化が進行しやすいため、長寿命化を考慮した材質や構造とすること。

- ・各遊具の見えやすい位置に対象年齢を示すシールを貼り付けること。
- ・子どもの冒険心を育み、多様な遊びの形態（のぼる、すべる、くぐる等）が提供できるような遊具を設置すること。
- ・遊具の基準「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」（国土交通省）、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設）」（国土交通省）に準拠すること。
- ・賠償責任保険に加入した製品とすること。
- ・基礎は、土の流出などによる露出がない構造とすること。
- ・工事により移設や撤去が必要な施設（樹木等）があれば、契約金額の範囲内で対応すること。ただし、移設や撤去は必要最小限の範囲内で行い、特に樹木は現状のままを基本とすること。
- ・工事に伴い、公園施設等を破損した場合は、受注者により補修等行うこと。
- ・遊具の対象年齢、遊び方、注意事項などを記載した案内板、安全マット（接着型）、安全柵等を適切に配置すること。
- ・上記のほか、提案遊具の形状等を考慮し安全な利用を確保するために、クッション性のあるシート状材の敷設を検討すること。
- ・近年の猛暑から遊具利用による火傷などの対策を可能な限り盛り込むこと。
- ・保護者が容易に子どもたちの状況が分かるよう視認性を考慮した提案とすること。
- ・バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮すること。

4. 留意事項

- （1）現場から発生する建設副産物については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建築リサイクル法）（平成12年法律第104号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）（昭和45年法律第137号）を遵守し、適正に処分すること。
- （2）公園周辺における歩行者の安全確保や近所への騒音・粉塵対策、公共交通の支障とならないように配慮すること。
- （3）周辺の道路舗装を傷つける恐れがある搬入車両の通行については、舗装を傷つけないよう養生等による適切な対応を行うとともに、通行の際には徐行を心がけ、近隣住民から苦情が出ることがないように安全運転に十分留意すること。
- （4）大型資材の搬入時は、必要に応じて誘導員を配置する等の安全管理をするとともに、責任をもって安全の確保に努めること。
- （5）受注者は、本業務の実施に当たっては、本仕様書に基づくとともに、各種関係法令、町関係条例・規則等を遵守し、適正な運営に務めること。
- （6）受注者は、本業務の実施に当たっては、発注者と十分な協議を行い、その意図や目的を理解したうえで、適切な実施体制、人員配置の下で進めること。
- （7）本業務中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本業務後も、また同様とする。
- （8）本業務完了後であっても、その成果品に瑕疵等の不備が発見された場合には、速やかに成果品を修理・交換等しなければならない。

- (9) 業務の遂行に当たり、発生した事後等については、受注者の責任において対処すること。
- (10) 事故等により発生した損害については受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由により発生したと認めた場合は、その損害は発注者が負担するものとし、その額は両者協議により決定する。
- (11) 受注者は、業務の実施において、疑義の生じた事項又は仕様書に定めのないことについては町と協議のうえ、誠意をもって処理すること。

5. 提案を求める範囲

(1) テーマ・整備方針

多世代、多様な人が利用できるように、高齢者が利用できる健康器具、多様な人が利用できるインクルーシブ遊具等、地域住民のニーズにあった公園全体のコンセプトの提案を求める。

(2) 目的物の配置計画

「3. 要求要件」の【目的物に関する事項】を満たした上で、設置遊具の規模や機能の組み合わせ、公園内の遊具設置計画等について提案を求める。

(3) デザイン

遊具のデザイン、イメージ等について、概要図（完成予想イラスト）、平面図及び立面図により提案を求める。

(4) 維持管理を容易にするための提案

遊具ごとに検討するとともに、目的物全体として維持管理作業を低減できる対策の提案を求める。

(5) 安全対策

利用者が安心して遊べる配置や工夫、また、子どもが本来想定していない遊び方をした場合の安全対策について提案を求める。